

# 能越自動車道 回数券の払戻しについて

6月20日からの新料金体系適用に伴う

6月20日午前0時からの料金体系の変更に伴い、現在の回数通行券（以下「回数券」という。）は使用できなくなります。また、新料金体系移行後は、回数券の発行は行いません。

回数券は次のとおり払戻します。（旧回数券（平成26年3月31日以前に購入された回数券）も払戻します。）

なお、回数券の販売は、6月19日まで能越自動車道管理事務所、小矢部東本線料金所、福岡本線料金所で行いますが、コンビニエンスストア等では店頭在庫等の状況によりこれより前に販売終了となることがあります。

## 1. 回数券の払戻し期間

平成30年6月20日（水）から平成31年3月31日（日）まで

## 2. 回数券の払戻し窓口・受付時間

○窓口 能越自動車道管理事務所(小矢部市下後亟288の1(小矢部東IC内))

○受付時間 月曜～金曜、日曜(祝日含む) 9:00～17:00 (土曜は除きます)

※ 回数券を販売しているコンビニエンスストア等での払戻しはできません。

## 3. 回数券払戻しの方法

(1) 窓口に備え付けの用紙に、払戻しを請求する回数券の未使用枚数等を記入いただきたいうえ、回数券と引き替えに現金で払戻しします。

(2) 払戻し金額を確認の上、領収の押印又は署名をいただきます。

※ 回数券の内容確認のため、多少お時間をいただく必要がありますので、あらかじめ、ご了承願います。また、払戻し枚数が多い場合（10シート以上）は、車種・枚数を事前にご連絡いただきますようご協力をお願いします。

※ 券面表示が著しく不鮮明な場合などは、払戻しできないことがありますのでご了承願います。

## 4. 払戻し金額の計算方法（車種毎に計算し、合計します。）

払戻し金額（1円未満切捨）＝回数券販売価格 ÷ 1シートの枚数（22枚）  
×未使用枚数

## 5. お問合せ先（土日、祝日は除く）

富山県道路公社 総務課 ☎930-0096 富山市舟橋北町4番19号  
TEL 076-441-6611